

公共建築工事積算における市場単価方式 (追加工種)の本施行について

国土交通省大臣官房官庁営繕部

1. はじめに

公共建築工事積算における市場単価方式の導入は、積算単価の機動性向上と公共工事コスト縮減対策における積算の合理化の一環として位置付けられた施策であり、国土交通省では、平成9年度より積算事務効率化の観点から検討に着手し、平成11年4月より市場単価方式の導入を図っており、平成13年度までに次の工種について本施行を実施している(下表参照)。

平成14年度は、下記の4工種について平成13年度下期に国土交通省の発注する新営工事において市場単価の試行を実施し、試行結果および市場単価を積算に導入することについて妥当性を確認した結果、本施行するものである。

2. 平成14年度の本施行について

(1) 本施行の対象工種

- 1) 建築工事 土工, 塗装
 - 2) 電気設備工事 配管(2種金属線ぴ)
 - 3) 機械設備工事 制気口, ダンパー類取付け
- なお、市場単価に移行する工種については、「国土交通省建築工事積算基準」の標準歩掛から削除し、参考扱いとする。

また、市場単価の解説については、公益法人である(財)経済調査会等の出版物(季刊誌)を参照

されたい。

(2) 本施行に際しての留意事項

1) 共通事項

市場単価は、下記に示す標準的な条件を前提としているので、条件が大幅に異なる場合は、実情に応じて補正することができる。

(i) 立地条件

一般的な市街地

(ii) 建物種別, 構造等

①事務所・庁舎 RC・SRC・S造

②共同住宅 RC W・RC・SRC造

(iii) 階高

①事務所・庁舎 3.5~4.0m程度

②共同住宅等 2.8m程度

(iv) その他の条件

①単価は設計数量に対応したものである。

②単価の構成内容は刊行物の記載による。

2) 土工

(i) 適用範囲

RC造, SRC造, S造における、根切り, 床付け, すきとり, 杭間ざらい, 埋戻しに適用し、下記の細目とする。

イ. 根切り(つぼ, 布掘りおよび総掘)

ロ. 床付け(つぼ, 布掘りおよび総掘)

ハ. すきとり

ニ. 杭間ざらい

ホ. 埋戻し

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
建築工事	型枠 鉄筋加工組立 防水	コンクリート打設, 圧送 鉄筋圧接	左官
電気設備工事	屋内配管	ケーブルラック, 位置ボックス	配管(フルボックス, 金属製可とう電線管, 接地極)
機械設備工事	ダクト(亜鉛鉄板製)	衛生器具取付	ダクト(チャンパー, ボックス)

- (ii) 割増，補正の適用
 - イ．土量の数量は，地山とし割増は行わない。
- (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．土工機械の運搬費は，別計上する。
 - ロ．少量の場合の単価は，人力土工の歩掛による。
 - ハ．腹起し，切梁工法による総掘単価は，土工計画等に基づき歩掛の補正または刊行物単価を参考とする。
 - ニ．埋戻しにおいて仮置場から運搬が必要な場合は，別途加算する。
- 3) 塗 装
 - (i) 適用範囲

建築物の木部，コンクリート面，モルタル面，鉄鋼面，各種ボード面の塗装仕上げに適用し，下記の細目とする。

 - イ．合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）
 - ロ．合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）
 - ハ．塩化ビニル樹脂エナメル塗り（VE）
 - ニ．常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り（2 FUE）
 - ホ．クリヤラッカー塗り（CL）
 - ヘ．オイルステイン塗り（OS）
 - (ii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．塗装工程，塗り回数は，国土交通省建築工事共通仕様書によるものである。
 - ロ．細幅物の塗装は，系幅300mmまで同一単価とする。
- 4) 2種金属線び
 - (i) 適用範囲

屋内およびこれに類する場所の2種金属線び工事に適用し，下記の項目とする。

 - イ．本体（A型，B型，C型，D型，E型，F型）
 - ロ．ボックス類（ジャンクションボックス，コンセント用ボックス）
 - (ii) 割増，補正の適用

数量による割増，補正は行わない。
 - (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．ジャンクションボックスは，A～F型（1～4方出）共通で適用する。
 - ロ．コンセント用ボックスは，A～F型共通で適用する。
- 5) 制気口・ダンパー類取付け
 - (i) 適用範囲

制気口，ダンパー類の取付け費に適用し，下記の項目とする。

 - イ．吹出口（ユニバーサル形，シーリングディフューザー）

- ロ．ノズル形吹出口
 - ハ．線状吹出口
 - ニ．吸込口
 - ホ．排煙口
 - ヘ．風量調整ダンパー，モーターダンパー，チャッキダンパー
 - ト．防火ダンパー，排煙ダンパー
 - チ．風量測定口
 - リ．ベンドキャップ
 - ヌ．点検口（ダクト用）
 - (ii) 割増・補正の適用
 - イ．数量による割増・補正は行わない。
 - (iii) 適用に当たっての留意事項
 - イ．それぞれの項目による単価は，面積，径，長さ等による区分とする。
- (3) 本施行の対象工事
国土交通省で発注するすべての営繕工事。
- (4) 本施行の実施時期
原則として平成14年4月1日。

3. 平成14年度の試行について

平成14年度は，下記の3工種について試行する予定である。

なお，予定工種については，試行により積算への導入の妥当性が確認されれば本施行に移行する。

建築工事	軽量鉄骨下地（壁および天井）
電気設備工事	防火区画貫通処理
機械設備工事	ダクト（保温）

4. おわりに

近年，わが国の厳しい財政状況を背景として，積算を取り巻く情勢が著しく変化しており，労働者の高齢化，建設技術の進展，施工条件，施工形態等の変化に対応した合理的な積算が求められている。

市場単価方式は，このような状況下において施工実態を的確に反映した適正な積算を進めていく上で機動性のある積算方式といえる。

しかし，市場単価の移行については移行工種の市場性など諸要件が前提となるため，すべての工種に適用するのは困難であり，当面は，汎用性，市場性の高い工種について検討，試行を行い妥当性を確認し，順次移行工種の拡大を図り，公共建築工事の積算方式として着実に定着するよう努める。